

普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当社国内本支店のどこの店舗でも預入れ又は払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、当社設置の印鑑照会機により、届出の印鑑（又は署名鑑）との照合手続を受けた場合又は当社が特に認めた場合に限りです。この預金を当店以外の店舗で払い戻す場合には1回につき500万円（1日何回でも）を限度とします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。ただし、支払人又は支払場所が他の金融機関である手形・小切手は受け入れません。また、支払人又は支払場所が当社である手形・小切手であっても2026年10月1日以降に振り出されたもの、及び振出日の記載がないものは受け入れません。
- (2) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れる場合は、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- (5) 証券類の取立のため、特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。また、ゆうちょ銀行から当社が設置した端末設備を通じて、当社の振替口座に振替金の受入れがあり、かつ、当該振替の請求をした加入者の氏名、口座受入金額及び通信文（加入者が指定する預金口座の開設された当社国内本支店の名称、当該口座の預金の種類及び口座番号を通知するものをいいます。）の通知があり、当該通信文においてこの預金口座が指定された場合には、振替金の額に相当する金額をもって預金として受け入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関（ゆうちょ銀行を含みます。）から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額に係る預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の所定欄に記載します。（通帳及び取引明細書の発行方式が第16条第1項第2号から第4号の各方式に該当する場合を除きます。）
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなった場合は預金になりません。この場合は、直ちにその通知を届出の住所あてに発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引き落とし、その証券類は返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払い戻す場合は、当社所定の払戻請求書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）して、この通帳とともに提出してください。
ただし記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当社が認めたときは、本人の署名をもってこれに替えることができます。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払をする場合は、あらかじめ当社所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払をする場合に、その総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当社所定の日、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえ、この預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失った場合、又は、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に当社がそれまでの届出内容を前提として取り扱ったことにより生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3) この通帳又は印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約又は通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合等)

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、14条により補てんを請求することができます。ただし、通帳及び取引明細書の発行方式が第16条第1項第2号から第4号の各方式に該当する場合、キャッシュカード規定及びインターネット／モバイルバンキング利用規定の関連条項が適用されます。
- (2) 第5条第1項に基づき届出の印章の押捺を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他の書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引に係る一切の権利及び通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、又は第三者に利用させることはできません。
- (2) 当社がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

10. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店又はお近くの当社国内本支店に申し出てください。
- (2) 届出の印鑑（又は署名鑑）と印鑑照会機により照合手續ができた場合又は当社が特に認めた場合には、当店のほか当社国内本支店のどこの店舗でも解約することができます。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、又は預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が前条第1項に違反した場合
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) この預金が、当社が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当社はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。
- (5) 前二項により、この預金口座が解約され残高がある場合、又はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、この通帳を持参のうえ、必要な書類等の提出又は保証人を求めることがあります。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) 預金者又は預金者の補助人・保佐人・後見人について、すでに家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始している場合、又は家庭裁判所の審判により、預金者について、任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- (4) 前三項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前四項の届出前に、当社が各届出前の状況を前提として手続を行った場合には、それにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (6) 本規定は、他の取引にも準用します。

12. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、又は第三者の当社に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳及び当社所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務又は当該債務が第三者の当社に対する債務であるときには預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當します。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 4. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、「預金者保護法」の対象となる預金者（以下、本条において「預金者」といいます。）は当社に対して当該払戻しの額及びこれに係る手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
 - ②当社の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当社に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意によるものを除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事実があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額及びこれに係る手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意無過失であること及び預金者に過失（重過失を除く）があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項1号に係る当社への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでない場合は、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、又は家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付随して行われたこと

- (5) 当社が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第2項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償又は不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当社が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当社が第2項の規定により補てんを行った場合は、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。
- (8) 通帳及び取引明細書の発行方式が第16条第1項第2号から第4号の各方式に該当する場合、前七項の規定は適用されません。

15. (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、当社所定の未利用口座が対象となります。
- (2) この預金口座は、当社所定の一定期間、預金者による当社所定の利用がない場合に未利用口座となり、かつ残高が当社所定の一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金口座から払戻請求書等によらず、当社所定の未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。
- (3) 未利用口座管理手数料の引落しが、残高不足等により不能となった場合は、残高及び利息を未利用口座管理手数料の一部として充当し、預金者に通知することなく当社所定の方法により、解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第10条第4項の預金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落としとなり、支払いただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、第3項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。

16. (通帳及び取引明細書の発行方式)

- (1) この預金口座における通帳及び取引明細書（お取引の内容が一覧できる明細書）の発行方式は、「通帳方式」、「ブックフリー方式」、「デジタル通帳方式」及び「明細書不発行方式」の4つのうちのいずれかとします。

また、上記の発行方式は、預金者が当社所定の手続により変更することができるものとします。

①通帳方式・・・通帳を発行する方式

②ブックフリー方式・・・通帳の発行に代えて、当社が取引明細書を郵送する方式

③デジタル通帳方式・・・通帳の発行に代えて、預金者がインターネットで取引明細書をダウンロードする方式

④明細書不発行方式・・・通帳及び取引明細書を発行しない方式

(2) 普通預金取引における前項の各方式については、以下の規定が適用されます。

	対象となる 預金者	適用される規定	準用される 主な規定
①通帳方式	個人・法人・ 個人事業主	普通預金規定	—
②ブックフリー方式	個人	・スルガの無通帳サービス〈ブックフリー〉 ご利用規定 ・個人向け無通帳サービス〈有料ブックフリー〉 利用規定	普通預金規定
	法人・ 個人事業主	法人向け無通帳サービス〈ブックフリー〉 利用規定	
③デジタル通帳方式	個人のみ	デジタル通帳（W e bブックフリー）サービス 利用規定	
④明細書不発行方式	個人・法人・ 個人事業主	明細書不発行方式利用規定	

(3) この預金口座が本条第1項第2号から第4号の各方式に該当する場合、本規定において第15条までに「通帳」と記載がある条項については、通帳が発行されていないものとして手続を行います。ただし、第5条、第10条及び第13条において、通帳の提出及び持参は不要とし、別途本人確認書類等、当社所定の書類の提出を求めることがあります。

17.（長期未記帳の場合の取扱い）

- (1) 当社ホームページに表示する一定の期間通帳記入が行われていない場合、当社は預金者に通知することなく、この預金口座における通帳及び取引明細書の発行方式を、前条第1項第1号の通帳方式から前条第1項第4号の明細書不発行方式に変更できるものとします。この場合、この通帳を利用した各種お取引はできなくなります。
- (2) 前項に該当した場合であっても、預金者は利用できなくなった通帳を持参のうえ、当社所定の手続により、この預金口座における通帳及び取引明細書の発行方式を、明細書不発行方式から通帳方式に再変更できるものとします。

以上
(2026年10月1日現在)